

- 第104号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第105号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例
- 第106号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第107号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数を品川区特別職報酬等審議会の答申のとおり改定する。

また、あわせて常勤監査委員の給料の額、期末手当の支給月数についても改定する。

### 2 改正の内容

#### (1) 報酬および給料額の改定について

		現行月額(A)	改定月額(B)	増減額(B-A)
区議会議員	議長	923,000円	918,000円	-5,000円
	副議長	789,000円	784,000円	-5,000円
	委員長	653,000円	649,000円	-4,000円
	副委員長	628,000円	624,000円	-4,000円
	議員	606,000円	602,000円	-4,000円
区長		1,147,000円	1,140,000円	-7,000円
副区長		921,000円	916,000円	-5,000円
教育長		802,000円	797,000円	-5,000円
常勤監査委員		681,000円	677,000円	-4,000円

※改定率は、マイナス0.58%とし、算定後の月額の1,000円未満を四捨五入したものを改定額とする。

#### (2) 期末手当の引き上げについて

	現行	令和元年度	令和2年度から
6月期	1.64月	1.64月( - )	1.70月(+0.06)
12月期	1.64月	1.76月(+0.12)	1.70月(+0.06)
3月期	0.25月	0.25月( - )	0.25月( - )
合計	3.53月	3.65月(+0.12)	3.65月(+0.12)

### 3 実施時期

(1) 報酬、給料の額：令和2年1月1日

(2) 期末手当の支給月数：令和元年12月1日

(ただし、令和2年度 期末手当の支給月数については、令和2年4月1日)

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>918,000円</u></p> <p>副議長 <u>784,000円</u></p> <p>委員会委員長 <u>649,000円</u></p> <p>委員会副委員長 <u>624,000円</u></p> <p>議員 <u>602,000円</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>923,000円</u></p> <p>副議長 <u>789,000円</u></p> <p>委員会委員長 <u>653,000円</u></p> <p>委員会副委員長 <u>628,000円</u></p> <p>議員 <u>606,000円</u></p>

品川区長および副区長の給与および旅費条例新旧対照表

【第1条による改正】

新	旧
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,140,000円</u></p> <p>副区長 <u>916,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月に支給する期末手当においては100分の164、<u>12月に支給する期末手当においては100分の176</u>とする。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,147,000円</u></p> <p>副区長 <u>921,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する期末手当においては100分の164とする。</p> <p>(第3項省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する期末手当においては<u>100分の170</u>とする。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>に支給する期末手当においては100分の164、12月に支給する期末手当においては100分の176</u>とする。</p> <p>(第3項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第1条中第6条第2項の改正規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>第2条の規定 令和2年4月1日</u></p>	

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

【第1条による改正】

新	旧
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料額は、月額<u>797,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の164、<u>12月に支給する場合においては100分の176</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料額は、月額<u>802,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する場合には100分の164を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月<u>に支給する場合には100分の164、12月に支給する場合には100分の176</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第1条中第6条第1項の改正規定</u> 公布の日</p> <p>(2) <u>第2条の規定</u> 令和2年4月1日</p>	

品川区監査委員の給与等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<b>677,000円</b>とする。</p> <p>2 識見監査委員で非常勤のもの報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 344,000円</p> <p>(2) その他の監査委員 309,000円</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬月額は、182,000円とする。</p> <p><b>付 則</b></p> <p><b><u>この条例は、令和2年1月1日から施行する。</u></b></p>	<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<b>681,000円</b>とする。</p> <p>2 識見監査委員で非常勤のもの報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 344,000円</p> <p>(2) その他の監査委員 309,000円</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬月額は、182,000円とする。</p>